

第 5 4 回

前橋市都市計画審議会議案

目 次

- 1 第1号議案 前橋市立地適正化計画（居住誘導区域）について・・・・・・ 1
（3号案件）

1号案件：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計
（付議案件） 画に関する議案（前橋市決定）

2号案件：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見
（諮問案件） を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）

3号案件：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等
（付議案件） を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに
（諮問案件） よる敷地位置指定等）

4号案件：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計
（諮問案件） 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

5号案件：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に
（諮問案件） ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要
するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



諮問第1号

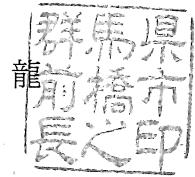
前橋市都市計画審議会 様

前橋市立地適正化計画（居住誘導区域）について

前橋市立地適正化計画（居住誘導区域）について、都市再生特別措置法第81条第17項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

平成30年11月2日

前橋市長 山本



第1号議案

前橋市立地適正化計画（居住誘導区域）について（諮問）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の意見を求めます。

平成30年11月26日

前橋市都市計画審議会会長